

離婚届 手続きチェックシート（市役所での手続き）

以下の項目で当てはまるものについて、各窓口で手続きをお願いします。

それぞれのご事情により、このシートで示したもの以外の手続き及び必要書類がある場合もございますので、各窓口でご確認ください。

	チェック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
証明書の交付他		氏（姓）が変わるかた 旧氏で印鑑登録をしているかた	印鑑登録（必要なかた） ※旧氏での登録は自動的に抹消されます。	・印鑑 ・登録者の本人確認書類（顔写真入）		市民課 住民記録係 51-6755 戸籍係 51-6756	4番
		マイナンバーカード 住民基本台帳カード いずれかをお持ちのかた	券面記載事項変更届	・マイナンバーカードまたは 住民基本台帳カード ・暗証番号の入力（数字4桁）			2番
		マイナンバーカードに署名 用電子証明書を搭載したかた	電子証明発行申請（必要なかた） ※氏名変更により自動的に失効します。	・マイナンバーカード ・暗証番号の入力（英数字6～16桁）			
		住所や世帯の変更をされるかた	住所・世帯の変更	・マイナンバーカード ・暗証番号の入力（英数字6～16桁） ※戸籍の届出のみでは住所や世帯は自動で変更になりません。 住所、世帯の変更をご希望される場合は別途手続きが必要です。		都市整備建築課 51-6738	3番
		離婚後の各種書類を必要なかた	住民票の申請	・申請者の本人確認書類			
			戸籍謄本等の申請	※離婚届出後、書類発行までお時間をいただきます。 ※住所または本籍地が十和田市以外の方も申請できる場合がございます。 ※詳しくはお問合せください。			
			離婚届受理証明書の申請 （離婚届出地の役所へ）				
		市営住宅にお住まいのかた	市営住宅の異動届等	・住民異動届の写し等 ※詳しくはお問合せください。		別館 2階	
健康保険		国民健康保険証をお持ちで、氏が変わるかた	氏名変更の手続き	・届出者の本人確認書類 ・氏が変わるかたのマイナンバーがわかるもの ・氏名変更前の保険証 ※世帯員以外のかたが保険証を受領する場合は委任状 （委任状が無い場合は郵送となります。）		国保年金課 国保税係 51-6751	10番
		後期高齢者医療保険証をお持ちで、氏が変わるかた		・氏名変更前の保険証 （新保険証は郵送となります。）		国保年金課 長寿医療係 51-6752	11番
年金		配偶者の被扶養でなくなったとき	国民年金種別変更届	・届出者の本人確認書類 ・資格喪失証明書 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの	喪失日から 14日以内	国保年金 国民年金係 51-6753	11番
			国民年金保険料免除申請	・届出者の本人確認書類 ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの			
		農業者年金に加入または受給していて、氏が変わるかた	農業者年金氏名変更届	・届出者の本人確認書類		農業委員会 51-6740	別館 4階
		離婚時の年金分割制度について	詳しくはお近くの年金事務所へお問合せください。			八戸年金事務所 0178-44-1742	
高齢		65歳以上で、氏が変わるかた （介護保険証をお持ちのかた）	後日、変更後の介護保険証がご自宅に郵送されます			高齢介護課 介護保険係 51-6721	9番
税金		口座振替の申込をしていて、氏が変わるかた	口座名義の変更手続き	・口座名義変更後の通帳 ・届出印		収納課 納税管理係 51-6762	7番
障がい		障害者手帳をお持ちで、氏が変わるかた （身体、療育、精神）	手帳記載事項変更届	・障害者手帳		生活福祉課 51-6718	2階 7番
		自立支援医療を受けていて、氏が変わるかた	氏名変更の手続き	・受給者証			

	チェック	当てはまるかたはいますか？	手続き	必要なもの	期限	担当課	窓口番号
子ども		児童手当を受給しているかた	受給事由消滅届や新養育者による認定請求 等	・新受給者の保険証 ・新受給者の通帳 ・親と子のマイナンバーがわかるもの		こども支援課 こども保育係 51-6717	保健センター（周辺図参照）
		保育施設に入園しているお子さんがいるかた	届出事項変更届				
		子ども医療費を受給しているかた	受給資格変更（消滅）の申請	・受給資格証			
		ひとり親家庭等に該当するかた	ひとり親家庭等医療費助成の申請	・親と子の保険証 ・戸籍謄本 ・親の通帳 ・親のマイナンバーがわかるもの		こども支援課 こども給付係 51-6716	
			児童扶養手当の申請	・戸籍謄本 ・親の通帳 ・年金番号がわかるもの ・親のマイナンバーがわかるもの			
		特別児童扶養手当を受給しているかた	受給者・児童（氏名・住所）変更届	・特別児童扶養手当証書 ・戸籍謄本			

証明書コンビニ交付サービスのお知らせ

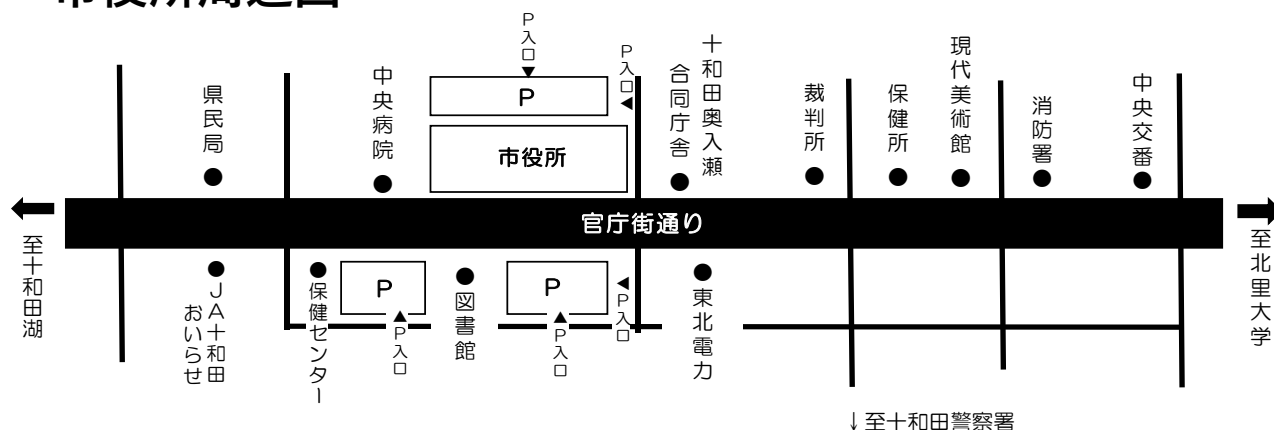
マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアなどにあるマルチコピー機で各種証明書を取得することができます。

【証明書コンビニ交付サービスで取得できる証明書】・

取得できる証明書	請求できる範囲	利用条件	手数料
住民票の写し	・ 本人 ・ 同一世帯の方	・ 十和田市に住民登録がある方	300円
印鑑登録証明書	・ 本人	・ 十和田市に印鑑登録をしている方	300円
戸籍全部事項証明書	・ 本人 ・ 同一戸籍の方	・ 本籍地が十和田市の方	450円
戸籍個人事項証明書	・ 本人 ・ 同一戸籍の方	・ 本籍地が十和田市の方	450円
戸籍の附票の写し	・ 本人 ・ 同一戸籍の方	・ 本籍地が十和田市の方	300円
課税証明書	・ 本人	・ 課税地が十和田市の方 ・ 十和田市に住民登録がある方	300円

○利用できる店舗…セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、マックスバリュなどのマルチコピー機が設置されている店舗

市役所周辺図



十和田市役所

十和田市役所 〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話：0176-23-5111（代表） HP：<https://www.city.towada.lg.jp>

開庁時間：月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始を除く）

※各種証明書は上記以外でも交付しております。



- ・市民課 延長窓口 毎週月・金 18:00まで（戸籍、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカード等）
 - ・コンビニエンスストア等（マイナンバーカードをお持ちのかた）
- 6:30～23:00 機器メンテナンス日を除く